



令和 7 年 1 月 12 日

国土交通省関東地方整備局
総務部

指名停止措置について（2）

関東地方整備局は、株式会社浜屋組（栃木県矢板市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本 （内線：2511）

○契約課 課長補佐 大平 （内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 黒木 （内線：5880）

経理調達課 課長 池田 （内線：5870）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
株式会社浜屋組	栃木県矢板市本町 12-6

2. 指名停止措置期間

令和7年12月12日から令和8年1月11日まで（1カ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、栃木県発注の工事において、令和5年12月28日に発生した休業4日以上の労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の大田原労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。

この件について、当該業者の元使用人は、労働安全衛生法違反により、令和7年6月10日に大田原簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の元使用人が労働安全衛生法違反により、罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内